

東洋史研究

第十四卷 第四號 昭和卅一年三月發行

唐代賦役制度新考

宮 崎 市 定

一 緒言——律令制の特色

内藤湖南博士が「概括的唐宋時代觀」なる名論文を雜誌「歴史と地理」に發表されて、唐宋の間に中國社會が大きく轉換したことを指摘されたのは大正十一年のことであり、その後歳を閲すること三十餘年、はじめは殆んどこれを無視していた人達までが次第に同調しはじめたことは、學界がそれだけ進歩した一證左として同慶の至りにたえない。併しその轉換が何を意味するかについては色々異論があつて一致しない。恐らくこの問題に刺戟されてか、近頃宋代の研究が頗に盛んになったのは喜ばしいが、これに對應すべき唐代の社會經濟、特に賦役制度の研究が稍々等閑視されている嫌いはないであらうか。この間にあつて畏友曾我部靜雄博士が「均田制とその稅役制度」の大著をはじめ、續々力作を發表され、また新進の松永雅生學士が着實な學風を以て頻りに好研究を世に送られつつあるのは大いに人意を強くするものである。私は此等の新研究によつて裨益を受けたこと多大であるが、但し必ずしも悉く見解を同じくするものでなく、ここに唐代の賦役制度を取上げて再論し、大方の批判を仰ぎたいと思う。¹⁾

なお私の研究態度について豫めことわっておきたいことは、唐代の研究には史料が大凡そ限られて居り、問題の焦點はその解釋如何にありと考える。その際に史料の文字をどの程度まで修正することが許されるかがまた問題である。言うまでもなく、唐代にはまだ印刷術が普及していなかったから、書物は寫本で傳わり、その間に脱誤が起るのは當然のことである。故に唐抄本によつた宋板の書籍と雖も一々金科玉條として據るべからざるものであろうことは言うを俟たない。私は寧ろかかる際には大膽に原文を訂正して讀んだ方が、反つて史料に對して、より忠實な場合があると考ええる。

次に私の研究の見通しを豫め言つておけば、唐以前の律令時代においては、一代の制度にはそれを支持する根本の原則のようなものがあり、律令の條文はこの原則を演繹して成つていたので、この原則を把握することによつてその時代の本質に觸れることが可能であると考える。もちろん一代の制度はそういう平面的な體系と共に、前代から受けついだ垂直的な體系を併せ有している。特に唐代は律令時代の末期に屬するから、その制度には平面的な唐的體系の中に、甚だ多くの六朝の體系を混入している。例えば唐六典を見ても、本文は唐代の制度でそれなりに一つの體系をなしているが、この體系の成立した事情は、本文下の夾注における漢魏六朝の制度の變遷を讀むことによつて始めて理解できる。併し六典の制度は決して過去が堆積したものをそのまま認めたものではなく、それを唐代の原則で消化して、唐代的な平面的體系に整理しようとした努力の結果出來上つたものなのである。

唐律疏議についても同様のことが言える。即ち疏議は、本文本條が何故に斯く定められたかを説明し、更にこの條を如何に敷衍し適用すべきかを注意している。即ち律は他のある原則（恐らく禮）から導かれて成立した第二の原則であり、この第二の原則から、律文にない第三、第四の原則が類推によつて導き出されるものだという立場を取つていたのである。

唐代に限らず、魏晉六朝の律令制度の時代は概ねこのように、前代を受けては纏め直し、また纏め直しして制度が發達して來たのであつた。然るに唐の中頃から、この纏め直す努力が拂われなくなつた。それは社會の事象があまりに複雑化してきたので、官制を整然たる形式にはめこんで統一することも、刑法を簡單な原則から導き出して敷衍することも共に

困難となつてきたからである。寧ろ必要といふことが凡ての前提であつて、必要に應じて官職を設け、必要に應じて法律を制定するようになった。但しそれが支離滅裂にならぬために、相互に均衡を得るように別の努力を拂ねばならなくなつた。宋代以後の制度法律は全くこういう均衡の上に立つていたのであつて、その均衡の中心に坐しつつ、その均衡を左右しているのが獨裁君主たる天子に外ならなかつたのである。

私はこういう立場から、從來殆んど論じ盡されたかの如き觀ある、唐代の租庸調と雜徭、及び資課の制度を取上げて、當時の人民の地位を論じて見たいと思う。(本稿に引用する史料はその性質上、極めて微妙なニュアンスをそのまま保存する必要があり、またさして難解なものはないので翻譯の手續を省いて原文の形で引用することにした)。

二 租庸調と力役

順序として今更言葉を費すことのなさそうに見える租庸調の制度から述べる。唐代課戸の正丁に負わされた義務としては先ず、毎年租として粟二石、庸として力役二十日、調として絹二丈を納めることが定められていた。さてこの相互の比重は如何と言うに、それはこの三者を力役一本に換算し得る制度があつたことによつて知られる。即ち唐令の規定では正丁の役は二十日であるが、若し必要があつて留役する場合には、十五日に滿つれば調を免じ、更に十五日に及べばその上に租を免ずる定めである。言いかえれば人民の第一の義務たる租庸調は之を力役一本に換算すれば、租十五日、調十五日、庸二十日、合計五十日であつて、これ以上に力役を命じてはならないのである。

同様の換算法は唐律疏議卷五の枉役の規定にも現われている。即ち裁判官が若し誤つて無實の人に徒刑を加えて勞役に使用したことが分れば、その日數だけの勞賃(庸)を計つて本人の課役から差引かなければならない。原文を節略して掲げると次の通りである。

〔律〕 若枉入人徒年者。即計庸折除課役。〔原注。每枉一年折二年。雖不滿年役。過五十日者。折一年。〕

〔疏議曰〕 枉徒一年。通折二年課役（中略）。依令。丁役五十日。當年課役俱免。故五十日役者。得折一年。

〔又〕 如不滿五十日役。即計枉役。二十日以下。各計日折丁庸。若枉三十五日。并折調。不滿五十日者。更不合折。

右の三條から大意を汲むと、もし枉役二十日以下ならばその日數だけ、本人の庸から差引く。二十日を越えて更に十五日、即ち前と合せて三十五日になれば、庸の上に調を免する。三十五日以上四十九日までは同様であるが、これは計算の便宜上已むを得ずとして無視したので、それがもし五十日になると、當年の租をも併せ免じて、租庸調全免となる。それ以上は何日使われても同様であるが、滿一年となると、急に二年分の租庸調が免ぜられると言うのである。

我々はここで興味ある限滿の法が行われているのに氣付く。限滿とは私が假りにつけた名前であり、寧ろ當時は格と言っていたかも知れない。要するに切捨ての方法である。即ち物事がある限度に達すると始めてそれに應じた効果が現われるが、その限度に及ばない數量は無視されたり、許容されたりするという規定である。前の場合、枉役二十日以下は一日宛正役に當てられるから、二十日になれば正役全免はそれでよい。所がその上に枉役十四日までは恐らく何の代償もなかったであろう。然るに一旦十五日になると調を免ぜられる。さて其上更に十四日間とは別に代償がないが、十五日になると租を免ぜられ、結局租庸調全免となる。この五十日の上は凡そ三百日ほどには何も代償がなくて、通算一年になった途端に二年分の租庸調が免ぜられるのである。留役の場合においても、同様にして、十四日間までは無視して切捨てられる場合がある。

これと似た方法は刑律の上にも現われている。唐律疏議卷十九、賊盜律、竊盜の條によると

〔律文〕 諸竊盜不得財。笞五十。一尺杖六十。一疋加一等。五疋徒一年。五疋加一等。五十疋加役流。

〔疏議〕 至賊滿五疋。不更論尺。即徒一年。

とあり、疏議の文によつて按ずるに、律文の一尺、一疋は何れも滿數である。即ち盜一尺未滿は笞五十であるが、一尺に滿つれば杖六十、一疋一尺に滿つれば杖七十、二疋一尺に滿つれば杖八十、三疋一尺に滿つれば杖九十、四疋一尺に滿つ

れば杖百、次には五疋に滿つれば徒一年、十疋に滿つれば徒一年半となる。そこで滿五疋以上の場合を考えると、九疋三丈九尺九寸までは滿五疋と同じく徒一年ですむのである。これは唐律卷六、名例律、稱加就重の條の疏議にも

竊盜五疋。徒一年。五疋加一等。爲〔若?〕少一寸。止一年。

と明言している。それが一寸多くなつて滿十疋となつた途端に刑は徒一年から一年半に飛躍するのである。こういう切捨の方法を私は限滿の法と名づけたのである。

同時に切捨てられては困る場合には、ちゃんとそのように用意した書き方がある。絹一尺以下でも竊盜は所罰するぞと言ふ時には、財を得ざるも笞五十と明記する。同じように前に引いた枉役の場合でも、枉役は原來あるべからざること、萬一起つた場合には必ず何等かの代償を與えなければならぬという趣旨であるから、最初は一日宛それを正役に換算する規定を設ける。もしこういう規定がない時は、計算上已むを得ないか、若しくはそれだけの權利を政府が持っているという許容を示すことになる。この事は雜徭や番役に關する史料を理解するために根本的に必要な用意であることは以下叙述する所によつて明らかになる。

三 雜徭とは何か

唐代の正丁の義務には租庸調の外に雜徭があり、この事は曾我部博士が特に力説されてから大いに學界の注意を引くようになつたことは周知の通りである。尤も雜徭については早く濱口重國博士の優れた研究「唐に於ける兩稅法以前の徭役勞勩」が東洋學報第二十・二十一卷に發表され、近くは松永雅生學士の力作「唐代の課について」が史淵五五輯に現われている。それにも拘わらず、雜徭の性質が何かはつきりしない所が残っているように感ずるのは私だけであらうか。第一に雜徭の日限すらもまだ明確に指摘されていないようである。ところで私は從來諸家によつて屢々引用されてきた白氏六帖事類集卷二十二、征役第七充夫式の佚文に、一字を加えて讀むことによつて、雜徭本質の解明に重要な手懸りが得られ

るように思う。さて右の充夫式佚文は

戸部式。諸正丁充夫。四十日免〔役〕。七十日并免租。百日已上。課役俱免。

とあり、役の字は私が勝手に補ったものであるが、當然斯くなければならぬと信ずる。先ず文脈の上から見て、并とは更に其上にの意味であるから、前文にも何か免するものがなければならぬ。この文は前に引いた唐律疏議の枉役の文

計枉役。二十日以下。各計日折丁庸。若枉三十五日。并折調。

と全く構成を同じくし、免某。↓并免租と來なければならぬ。そして某字を補うとすればそれは役字の外にはないのである。

さて右の文中の夫とは、既に諸家の説かれたように雑徭の夫役に外ならない。所で私の読み方が若し正しいとすると、ここに重要な二つの事實が明らかになる。第一に正丁の雑徭の日限であるが、夫役四十日に滿つれば正役を免ずるということは、言いかえれば三十九日以内はこれに對する代償の必要がないという許容を意味することになる。これこそ取りも直さず雑徭の日限ではあるまいか。言いかえれば、官長は正丁に租庸調の上に雑徭三十九日までを科することが、權利として許容されていることを示すのである(第一表(1)の場合)。但し既に正役を雑徭で代納した後に改めて生ずる雑徭日限は二十九日まで短縮される(第一表(2)の場合)。ここに租庸調と雑徭との間に大きな性質の差違がある。即ち租庸調は夫々十五日、或いは二十日と基本的に確數を以て定められて居り、租調はもちろん滞納を許されず、庸はもし力役二十日に及ばなければ不足の日數を絹で折納しなければならない。然るに正丁の雑徭は四十日以内、或いは場合により三十日以内と、最大限を設けてその範圍内の不定數で徴收されたいのである。

第二に明らかになったことは、雑徭に使役された日數は、正丁の力役に對して半分に評價されていたことである。即ち正役二十日分は雑徭の四十日分、租調の各十五日分は夫々雑徭の三十日分に計算されているのである。従つて租庸調合計五十日分が雑徭の百日分に當るのである。

ここに問題となるのは右の文中に見えた雑徭たる夫役の日限に百日以上とある以上の意味である。租庸調の合計五十日分を雑徭に直すと百日であるが、この百日は實は租庸調の代納にすぎないから、百日勤めた後に、まだ本來の雑徭の日數が残るので、この残った雑徭日數が以上の示す意味なのである。然らば以上という限度はどこ迄かと言えは、前述の如く、既に力役二十日を夫役四十日で代納した後であるから、恐らく三十日以内であろう。即ち全部を通算すれば丁男は年間、雑徭として最大限百三十日以内、百二十九日迄を使役することができ(第一表(4)の場合)。上述した所を分り易いように表に示して、人民を雑徭に使う四種の場合を考えれば次のようになる。

第一表 正丁の雑徭日限

(1) 本來的場合	租	調	庸	雜徭
	租	調	庸	雜徭
	租	調	庸	雜徭
	租	調	庸	雜徭
(2) 第二の場合	租	調	庸	雜徭
(3) 第三の場合	租	雜徭	雜徭	雜徭
(4) 第四の場合	雜徭	雜徭	雜徭	雜徭

次に殘疾と中男との雜徭であるが、この兩者については少しく説明を要する。殘疾は正丁と同じように給田される課口であるが、但し力役を免ぜられている。³⁾ 中男には二種あり、十八歳以上二十歳までは正丁と同様に給田されるにも拘らず不課口であつて租庸調の義務を全部免ぜられている。十六歳十七歳の男子は給田を受けないと共に租庸調の義務もない。ところで雜徭は右の殘疾、中男の凡てに負わされていたが、その負わせ方は三者の間に相當大きな差違が存する。

通典卷三五、祿秩の條に、番役の一なる門夫の役について

取年十八以上中男及殘疾(中略)。滿五旬者。殘疾免課調。中男免雜徭。

なる記事がある。門夫の番役はそれが殘疾に課せられた場合、番役は雜徭と等價值であるから、暫く番役に雜徭を代入して讀むことができる。すると先の滿限の考え方で讀めば、四十九日までは別に代償を與えないでよいが、五旬に滿つれば課調を免じなければならない。これは殘疾の雜徭日限は五十日以下であつたことを物語るものである。課調とは恐らく租と調であり、この兩者は本來力役三十日分、夫役に直して六十日分の勞働量であるが、殘疾者という條件を考慮して特に五十日の番役(『雜徭』)を以て六十日分に當てたのであらう。但し五十日分の番役を租調に折算すると、改めてその後に残徭の義務が残る。この雜徭日限は前述の如く五十日以内であるとすると、これは正丁の日限四十日以内なるに比して少しく長くなるが、それは一方において殘疾なる故に正役を免ぜられているからであらう。結局、殘疾の義務を雜徭一本に折算した場合の勞働日數は百日以内である。但しこれを番役に就任せしめた時は恐らく九十日であつたと思われる。何となれば番役が四番であつた時、年間の番上日數は大約九十日であり、十五日宛六回上番すればよいからである。

次に門夫の役が十八歳以上の中男に課せられたとき、五十日に滿つれば雜徭を免ずとあるのは何を意味するであらうか。前述のように中男には租庸調の義務がない。而してここに番役につくこと五十日なれば雜徭を免ずとあるのは、十八歳以上の中男には、丁度五十日の雜徭の義務があつたことを物語るものに外ならない。そしてこの場合は五十日以内ではなくて、正五十日の雜徭なのである。それは恰も正丁には租庸調を力役に一本化して五十日勞働の義務があるのと正確に對比

する。もちろん中男の雑徭は正丁の正役に對しては半量にしか計算されない。この、中男は正丁の半額たるべしという思想は古い起原をもつものらしい。即ち晋書食貨志に見ゆる有名な武帝の戸調式には男子年十六以上は正丁であつて課田五十畝を給せられるが、その義務について、通典卷五及び隋書食貨志に記す所によれば

男年十六亦半課。年十八正課。

とあり、晋代、十六・七歳の男子は名は正丁ながら一種の豫備期間として、その義務は半課ですんでいたのである。

唐代十八歳以上の中男には租庸調の義務がなく、雑徭のみが課せられたということとは、もともと雑徭こそは給田を受くる中男の正當な義務であつたことを物語るものである。この中男の義務たる雑徭が、中男のみを以てしては賄いきれずして殘疾及び正丁にも推し及ぼされるようになったのであろう。中男の雑徭は正五十日なるに對して、殘疾及び正丁の場合は、或いは五十日以内、或いは四十日以内と不定數によつて限度を示していることは、這般の消息を物語るものに外ならない。

ここに注意すべきは、十八歳以上の中男に對しては雑徭五十日の外に、番役の義務が存在した事實である。即ち前に引いた門夫の役について言えば、中男を門夫なる番役に使役した際、四十九日までには別に代償を與える必要がない。然るに五十日に及べば彼の雑徭を免除しなければならぬ。然るに既に雑徭を免除してやった上は、新たにまた之を門夫の如き番役につかせることが出来るわけである。そしてその日限は前の筆法で行けば五十日以内、四十九日までである。結局、十八歳以上の中男を門夫の如き番役に使役する最大日限は一年を通じて百日以内ということになる。恐らくこの場合も四番の役として九十日というのが唐制の精神であつたのであろう。

然るに中男の雑徭に關して、前の記載と異つたことを記した史料がある。それは前に引いた白氏六帖事類集卷二十二、充夫式の文の續きに

中男充夫。滿四十日已上。免戸内地租。無他稅〔地租?〕。折戸内一丁。

とあり、この場合、中男を雑徭に使役するに、四十日になればこれに對してある代償を與える必要が生ずるというのであるから、この中男の雑徭の義務は三十九日以内という不定數である。もしそれが四十日となれば、本人には差引くべき他の義務がないので、戸内の地租(正役十五日〓夫役三十日分)に充當し、もしその地租がなければ一丁の力役(二十日〓夫役四十日分)に折算するといふのである。

ここに出てくる中男は明らかに前の十八歳以上の中男とは違った中男である。とすればそれは十六・七歳の中男より外にはない。十六・七歳の中男は口分田を給されない中男であり、それを雑徭に使役するのは不都合に思えるが、實際として彼等が雑徭を課せられたことは、濱口重國博士の研究によつて明らかなる事實である。但し彼等が給田されないということとは、彼等が個人として口分田を受ける資格がないというだけで、戸内に永業田があり、父母や兄弟が口分田を授けられることを妨げるものではない。こうして彼等は番役を雑徭に折算してしまふと、今度は再び番役四十日以下に服する義務が生ずる。前後を通ずると八十日以下となるが、恐らく五番の役として年間七十日の役に服したであらうと思われる。

そこで繰返すことになるが、雑徭は正丁、殘疾、十八歳以上の中男、十六・七歳の中男の四種凡てに課せられる。但し五十日という滿數で課せられるのは十八歳以上の中男だけである。その外は或いは四十日以下、五十日以下という風に最大限を定めた不定數で課せられる。これは雑徭なるものは原來、十八歳以上の中男に課する原則であつたのが、他の三者に二次的に波及したものであることを物語るものであらう。

いま以上述べたことを要約して表に示せば次のような結果を得る。

第二表 唐代賦役一覽表

課口		基 本 義 務		雑徭追加	番役追加	原定番役日數
正丁	租庸調 (正役換算50日・夫徭換算100日)	雑徭40日以内	(雑徭を振替)	三番120日		
殘疾	租調 (正役換算30日・夫徭換算50日)	雑徭50日以内	(雑徭を振替)	四番90日		

唐代に關する史料で、資課の錢額を記したものは二通りの書き方がある。第一は年間二千五百文とか、一千文とか満數で記したものであり、第二は二千五百文に過ぎず、一千文に過ぎず、という風に不定數で示したものである。⁹⁾ どちらが正しいかと言へば、恐らく後者による不定數の方が正しいのであらう。それは通典卷三五に門夫の制を述べ

其門之多少。課之高下。任土作之制。無有常數。

とあり、門夫の人數も、その資課の額も一定していなかったことを述べているからである。併し全く無制限に放任するわけには行かぬので、その最大限を定め、それに過ぐることを得ずという規定を設けることは必要であつたであらう。故にたとえ記録には恰も確數の如くに記してあつても、それは最大限の意味に解すべきである。この點は雜徭の日限の定め方と甚だ相似たる點がある。

さて正丁の資課は一年錢二千五百文に過ぎざる定めであつた。通典卷三五、祿秩の條に

其防閑・庶僕・白直・士力。納課者。每年不過二千五百。

とあり、この二千五百文を一年十二個月に分けると、毎月二百八文強になる。そこで唐會要卷九一、内外官料錢の條には天寶五載三月二十日勅。郡縣官人及公驛白直。天下約計。一載破十萬丁以上。一丁每月輸錢二百八文。每至月初。當

處徵納。

とあり、二百八文の十二倍は二千四百九十六文となる勘定である。⁷⁾

さてこの二千五百文という錢額はどこから割り出したかが問題である。私の考へでは、これは正丁の本來の義務たる租庸調を力役一本にした場合の五十日の勞働を評價したものではないかと思う。それは唐六典卷五、武散官三衛の條に、三衛の兵は五番に分ち、一番に一個月上番することを述べた後

三衛違番者。徵資一千五百文。仍勒陪番。⁸⁾ 有故者免徵資。

とあり、彼が番上を怠る時はその度に錢一千五百文を徵せられるが、この際の資(資課)は少しく普通の場合と異り、懲罰

の意味を含んでいる。如何なる根據によつて一千五百文を割出したかと言えば、番上しなかった一月三十日分の労働量としてであろう。するとこの際は一日の労働賃金五十文の割合である。正丁が番役を免除される際に納める資課の二千五百文は、直接には番役の代償であるが、その根本に溯れば、番役につくという約束で免除された租庸調に對する代償に外ならぬ。租庸調は力役一本に直せば五十日であるから、一日五十文とすれば正しく二千五百文となるのである。

資課の一種に品子課錢なるものがある。唐會要卷九三、諸司諸色本錢の條に

貞觀十二年又令。文武職事三品以上。給親事帳內。以六品七品子爲親事。以八品九品子爲帳內。歲納錢千五百。謂之品子課錢。

とあり、品子は親事、帳内の番役に上番する代りに錢千五百文を納めた。この品子は右文に見える如く六品官以下の子で六品官以下の子はみな課口である。課口であるとするれば當然租庸調に服しなければならぬ筈であるが、もし一品上つて五品官の子だと不課口になる。それではあまりに待遇が違いすぎるので、品子は恐らく庸、即ち力役だけを免除されたのではないかと思う。六品以下とは言え、品官ともあらう者の子を、庶民と同様に力役に従わせることは一寸考えられぬからである。若し果して然りとすれば品子の義務は租調の二者で、假に之を力役に計算すると三十日分である。一日の勞賃を五十文とすれば、三十日分で千五百文となるわけである。

若し正丁の資課二千五百文という數が、右のような計算から出て來たのだとすると、殘疾の資課は當然千五百文以下ということになる。何となれば殘疾は庸を免ぜられて、租調のみを納めるので、假にこれを力役に直せば三十日となり、一日五十文として合計千五百文となるのである。

同様の筆法で行けば、十八歳以上の中男の資課は千二百五十文以下となる筈である。但し千二百五十という數字は記録のどこにも出てこない。反つて執衣なる番役の資課について一千文という數が出てゐる。唐六典卷三、戸部郎中の條の注に

執衣。並以中男充。

とあり、それが中男に課せられた輕役であることが分るが、通典卷三五に

執衣元・不過一千文。

とあり、原來の資課は一千文以下であつたと記している。この兩記事から考えて、執衣は最初は十六・七歳の中男に課せられた番役であり、従つてその一千文以下なる數字は、彼等の雜徭日限四十日以下に相當するものであつたと推測される。何となれば雜徭は半役であるから之を正丁の力役に直せば二十日以下となり、一日五十文とすれば一千文以下という數字が出てくるのである。但し執衣は後に十六・七歳の中男のみに限られなくなつたらしいことは、前述の執衣が三番の役であつたという記事によつても察せられる。

次に平民以下の賤民に對しても番役と之に應ずる資課の規定があつた。先ず太常寺に屬する音聲人であるが、新唐書卷四六、百官志都官郎中の條に

音聲人納資者。歲錢二千。

とあり、この音聲人は賤民の中に於いては最も資格の高い、従つて庶民に近い存在である⁹⁾。その資課の歲二千文というのは、庶民正丁の歲二千五百文に對して、正に五分の四に當る。この比率は何によつて定められたか明らかでないが、概して資格の高い賤民ほど勞働量も高く見積られていたようである。

新唐書の同じ條に、都官に配没された特別の奴婢について

不番上。歲督丁資。爲錢一千五百。

とあり、都官所屬の配没奴丁の資課は一千五百文であつたと言つてゐる。この一千五百文なる數字はどこから出たかを考へるに、唐六典卷六、都官郎中の條注に、官奴婢の居作(強制勞働)にはそれぞれノルマ(課程)があることを述べ

丁奴三當二役。中奴若丁婢。二當一役。中婢三當一役。

とあり、丁奴は正丁力役の三分の二、中奴丁婢は二分の一、中婢は三分の一に見積られたことを記している。さて然らば丁奴の労働量を評價して資課を算出すれば、正丁の二千五百文に對してその三分の二、即ち千六百六十七文となる。千五百文という數は恐らく端數を切捨てて生じた五百單位のラウンドナンバーであろう。

以上述べたことが果して誤りなければ、資課は正丁の二千五百文を標準として、凡てそこから導き出されたものであると言える。各種の資課の一覽表を造れば次のようになる。

第三表 唐代資課表

品官	品子	賤口	庶民	番役人	資課 (何れも以下)	計算の根據 (一日五十文)
				正丁 殘疾 中男(18歳以上) 中男(16・17歳)	二五〇〇文 一五〇〇文? 一二五〇文? 一〇〇〇文	租庸調換算・正役五〇日 租調換算・正役三〇日 雜徭換算・正役二五目分 雜徭換算・正役二〇日分
		太常音聲人 都官没入丁奴			二〇〇〇文 一五〇〇文	正丁の $\frac{4}{5}$ 正丁の $\frac{2}{3}$ 近似値
					一五〇〇文	租調換算・正役三〇日?

番役人の記録について注意すべきは、その人數に二通りの書き方があることである。通典卷三五に門夫の數を述べて每城門各四人。倉庫門各二人。其京兆河南府及赤縣。大門各六人。庫門各三人。とあるは疑いもなく、常時番上する實人數である。さればこの番役がもし三番ならばこれに三倍する延人員が指定されていなければならない。これに反し通典卷三五に

凡京師文武職事官。五品以上給防閑。一品^{九十}。二品^{七十}。三品^{四十}。八人(下略)

とあるは延人員である。故に三番の役ならば常時番上する實人員はこの三分の一になるわけである。概して資課を徴する番役人の數は延人員の數であるらしい。

次に番數についても、例えば年三番とあるは一年間に三回番上する意味であり、分何番とあるは、三交替で番上する意味である。前者において一番の番上は概ね一月であつたようである。三交替の番上は言うまでもなく年間百二十日の勤務である。

更に上述の中にも散見したように、番役は始めから資課を目的として割り當てられることが多く、その計算は月割で徴收された。ところで若し閏月がある際には、一個月分だけ餘計に徴收されたいことは新唐書卷四八、百官志太常寺太樂署の條に

散樂。閏月人出錢百六十。

とあるによつて察せられ、之は恐らく資課に相當する金額であらう。散樂は音聲人と相似たる職掌であり、毎月の資課百六十文とすれば、年間千九百二十文となり、音聲人の資課年二千文以下とよく符合する。

五 唐代人民の身分

以上の立論にして若し誤りがなければ、我々はこれを根據にして更に次のように議論を進めることができる。

第一に唐代における人民の政府に對する義務は徭役勞動という根本原則の上に立っている。即ち表面は租庸調雜徭と四種に分れているが、その根底には力役という共通の尺度があつて、力役に換算することによつて量的に各種の義務を比較し折當することができる。それは恰も資本主義社會において、凡ての價值計算の根底に金錢が横わつて居り、物事を金額に換算して數量を比較することができるようなものである。されば私の見解は、この點においては、曾我部博士が唐制における課不課の境を徭役の有無におかんとするまで、徭役を重視される立場に近接する。この徭役勞動制度の精神は唐

制の大きな特徴であり、賤民、奴婢の身分もこの見地から規定される。即ち唐律では、一方では奴婢は資財に同じく、部曲等は資財に同じからずと規定し、兩者の間に性質的な差違を認めつつも、他方では唐六典卷六、都官郎中の條注に

番戸一年三番。雜戸二年五番。番皆一月（中略）。其官奴婢。長役無番也。

とあるように、徭役番上日の多寡によって、番戸（官戸）、雜戸、官奴婢の地位を單に量的な差違と規定しているのである。即ち番戸の年間番上日數は九十日、雜戸は七十五日、奴婢は三百六十日全體だといふのである。更に言いかえれば奴婢は一〇〇%の隸屬なるに對し、番戸は二五%隸屬、雜戸は約二〇%隸屬にすぎない。それを奴婢の側から見ずに、逆の方向即ち徭役日數の側から奴婢を眺め、共通の線の延長上で量的に極限に達したものだとして、その性質を規定しようとしている所に重要な意義がある。

これは私が常に考えていることであるが、奴婢は英語に譯せば Slave であり、もう一度今の我々の言葉に譯せば奴婢となる。ところで奴婢という名前は中國では古くから用いられ、また長く後世まで存続したが、その本體は時と共に變つてきている。奴婢に限らず凡て同様であるが、特に奴婢というような社會的な存在は社會全體との關聯の中において眺められなければならない。若しも奴婢を完全に資財と同じく、非人格的なものと規定するならば、後漢の光武帝が奴婢に對する專殺の威を除く令を下した後は最早や中國には奴婢なるものが原則的には存在しなくなつたとも言えぬことはない。もちろん其處まで言う必要はないが、たとえ同じ名前のものも、また系譜的には同じものの繼續であつても、時代と共に實質は身ぐるみ變化するものであることを知らねばならぬ。然るに、奴婢は奴婢、奴婢は Slave と言ひ換える度毎に實質が化けることはなかったか。寧ろこういう時代による全體的な變遷を讀みとることこそ歴史學の任務であらう。

されば唐代律令の根本精神においては、人民も賤民も凡ては徭役労働の提供者なり、として見ていたのである。但し唐代の現實は既にこの精神から離れて一步進んでいる點が改めて注意されなければならない。力役五十日分の徭役労働は、十五日分を租粟二石に、更に十五日分を調絹二丈に折算し、殘る正役二十日も實際は多くは庸絹で折納させていたのであ

った。この點で私の見解は亦、松永雅生氏が唐代の戸税を論じて唐社會の發達程度を高く評價されたことに同調する¹⁰。租庸調が正丁の基本的な義務であるのに對し、雜徭は二次的な義務である。即ちそれは最初は十八歳以上の中男のみが負うべきものであったのが、次第に殘疾、正丁に波及したものである。そこで兩者は徭役と連稱され、時に混同されるものでありながら、正役を雜徭に折することはできるが、雜徭を正役に折して加徴することは許されない。

番役はもと流外勲品、若しくは官有賤民の上番すべきものであった。それがやがて庶民の雜徭を以て代充されることになった。庶民が番役に長上すると、必然的に正規の義務を免除される。この義務を免除されながら、而も番役に番上しなかった時に支拂う代償が資課である。故に資課は結局、基本義務を果す代りに、それを評價して代納した金錢であると言える。そしてこの質課の制度も既に唐初から存在した。言いかえれば唐代の制度の根本精神は徭役勞働制であるが、現實にはこの點においても既に崩壞期に入っていると言えるのである。

然らばここに規定された徭役制度は、單に精神的な原則としてのみ存在したものか、或いは唐以前のある時期において實際にそういう純粹な徭役勞働制が存在したのであったかという疑問が生ずる。この問題は甚だ重大であつて、今の所、私には確信を以て答える用意がないが、之が單なる空想的な觀念のみから生れたとは考え難い。併し均田法の根源となつた曹魏の屯田、晋の課田は徭役制的な色彩を持ちつつも、その地代は物納である。或いは六朝時代の民間において徭役勞働制が行われ、當時の部曲とか客とかは、かかる徭役勞働者かと思われるがまだ確證を擲み得ない。もし民間にその根源を求め得られないとすれば、恐らくそれは北方民族、特に北魏の建國當初に見當がつけられるかも知れない。北魏は屢々その國人を引率して、新國都に移動したが、最初には盛樂から平城に、次に孝文帝の時に平城から洛陽へ、次に東魏の代に洛陽から鄴へ大移動を行っている。この中で特に平城奠都の前後が問題で、移住國人に分配した給田に對する報償として徭役制度が樹立されたのではあるまいか。更に其後も國人や漢人強族の邊鎮への強制移住が行われている。此等の際における給田の制度が、晋の課田法の影響を受けて孝文帝時代の均田法となつたと思われるが、徭役制度はかかる環境の間

に成立する可能性が多いと思われるのである。

上述の如く、この徭役勞働制度の精神は唐初から既に動搖を受け、勞働力は物資或いは金錢に折算されて徴收されている。ここで考えなければならぬことは、從來、租庸調は動もすれば給田に對する地代の意味として理解される傾向が強かったと思われるが、既に唐代の賦役制度の精神が徭役勞働であつたとすると、租庸調はどうも地代ではないらしい。尤もそれは給田と全く無關係ではあり得ない。既に隋書食貨志に北周の均田法を述べて

未受地者。皆不課。

とあり、給田を受けない者には課役の義務がなかった。これは恐らく北周の場合に限られたことではあるまい。思うに當時にあっては、受田民は受田なる事實によって、政府との間に一種特別な權利義務關係が発生したものと見るべきであろう。言いかえれば受田によって受田民はある特殊な身分を取得したのであって、この身分から生ずる義務は理想としては受田面積と正比例すべきであつたが、實際に重視されたのは徭役勞働者たる身分其者であつた。故に農民は令制の規定通り十分の田土の配分を受けなくても、それとは關係なく、苟も受田民となつた以上、自己の勞働力に應じて、政府に對し徭役勞働若くはその代替品を納めなければならなかつた。當時の受田農民の身分は、この點から言えば正しく農奴的な性格をもつものであつたと言えるのである。この政府と受田民との間の關係は恐らく、當時民間における莊園所有者とその部曲との間の關係にそのまま當てはまるものであらう。民間の部曲の經濟的な地位については殆んど記錄の徴すべきものがないが、我々は政府の部曲とも言うべき受田民の地位からして、その大概を推察することができると思われる。

唐代が既に徭役勞働制時代の末期に屬することには色々な徴證がある。例えば唐代の制度は前代の制度を受けて、これを唐的な特色をもつ一貫した精神によって纏め直そうとしながら纏め損なつた點がある。人民の基本的な義務たる租庸調において、力役を絹に換算するに二つの異つた折算價值を採用している如きこれである。即ち調はもともと十五日の力役であり、その代償として調絹二丈であるから、一日の力役が絹一尺三寸強に當るに拘らず、庸を絹に折算する時には一日

を三尺と定めるような不合理を生ずるのである。また十六・七歳の中男の雜徭は二次的な派生義務であるから之を資課の對象となすべからざるものであると思われるに拘らず、正丁の租庸調と同じように資課一千元に評價徴收される。更にその適用においても資課は次第に高額を徴收するようになった。例えば門夫は年十八以上の中男及び殘疾を以て充てるが、新唐書卷五五食貨志の記載によれば

門夫番上不至者。閒月資課。爲錢百七十。忙月二百。

とあり、閒月は冬春の六個月、忙月は夏秋の六個月を言うから、門夫の資課は通年二二〇文以下となり、正丁の標準額と殆んど大差がない。概して言えは番役は時代を経るに従って錢納化し、その資課の錢額はまた時代を経るに従って上昇したようである。唐會要卷六五、閑廐使の條に見える開成四年頃、郢州の苜蓿丁の資課は每人毎月、錢二貫文であつたと記されている。通年二十四貫文になり、兩稅法以前の資課に比べて、十倍近くの高率に騰貴している。¹¹⁾

六 餘論——差科

徭とは原來、正役(力役、丁役)に對して二分の一に相當する輕勞動を意味した。そして之に従事する者を夫と稱した。故に徭役なる文字は本來は徭と役と二者を指し、夫役なる文字も夫と役との二者を指したと思われる。唐會要卷八五團貌の條、天寶三載十二月二十三日の赦文に

比者成童之歲。卽挂輕徭。旣冠之年。便當正役。

とあるのがその用法である。故に雜徭とは讀んで字の如く雜多なる輕勞動であり、例えば營墓夫とか、治河の夫の如き臨時の人夫がこれに當るであらう。¹²⁾この雜徭はもと十八歳以上の中男だけの基本義務であつたが、やがて正丁、殘疾、十六・七歳の中男の上にも追加され、唐初から既に人民の基本義務の中に織込まれ、租庸調と共に賦役四課目の一をなしていた。

これに對して番役は、もともと人民の義務でなく、従つて若し政府がこれを人民に課する時には相當の代償を與えなければならなかつた。そして人民を番役に使役するには少くも一年間を豫定し、年間の他の義務を免除することを約束しおき、實際にある期間番上した後は、例えば門夫は五旬をすませた時には、たとえ其後番上でなくなつても、免除の約束を實行せねばならなかつたものである。

人民を職掌、番役、雜徭、正役などに徵發することを差科と總稱した。差科という字は既に唐初から見え、人民が苦んだのは租調よりも寧ろ差科にあつた。舊唐書卷七八高季輔傳に、彼が太宗に上つた奏文を載せ
關河之外。徭役全少。帝京三輔。差科非一。

と言ひ、また唐大詔令集卷二、神龍元年二月、中宗即位の赦文に

頃者戶口逃亡。良由差科繁劇。

と言つてゐる。さて德宗建中元年の有名な兩稅法においては、租庸調と雜徭とを悉く廢止して、春秋の兩稅一本に統一した筈であつた。¹³⁾然るに兩稅法施行以後においても、差科が依然として存続したことが注意されなければならない。また既に庸と雜徭が廢止された以上、差科に残るものは職掌と番役の外にない筈であるが、差科という名の下に雜徭も依然存続したらしい。唐會要卷八四、租稅下の條に

〔大中〕六年三月勅。先賜鄭光鄆縣及雲陽縣莊各一所。府縣所有兩稅及差科色役。並特宜放者。中書門下奏。伏以鄭光。是陛下元舅。寵待固合異等。然而據地出稅。天下皆同。隨戶雜徭。久已成例〔下略〕。

とあり、差科と雜徭とを互文に用いてゐる。恐らく單に概念の混同のみでなく、實際に兩者が混同されていたのであらう。斯くして雜徭を含めた差科はまた差役と稱せられ、兩稅に對立する重要な義務として人民に課せられ、宋代に至つて政界を動搖させる大問題となつて朝野に論議された。身あれば役あり、という中國の古い原則は長い間、強い根が残り、時々芽を吹いては人民を困惑させた。但しそれは身役としてよりも金錢的負擔が問題であつた點が注意されねばならない。

唐代の史料は相當豊富に残っているとは言うものの、ある題目に關しては斷片的な記事しか存在せぬことが多い。此等の零細な斷片をつぎ合せて原形に復原する仕事は、考古學者が土器の破片で壺の形を復原する方法に似ている。下手をするとな復原された壺が、俺はもとこんな形ではなかった、と叫び出さぬとも限らない。私は雜徭の制度を復原するために、傳來の史料にやや重大な修正を加えたし、あまりに多くの空隙を單なる自己の意見で埋めすぎたかも知れない。それにも拘らず、なお適當な當てはめ場所を探し得ないで抛擲した斷片が少なからずあることを自認せざるを得ない。併しながら兎も角もこれで一應容器として役に立ちそうに見える、そして恐らく大方の期待とは丸で異つた壺の形が曲りなりにも出來上つたと信じて、これを中間報告とし、あとは他日に期したいと思う。

〔補註〕

①舊唐書職官志に見えたる賦人之制の中の課なる文字について。

私は今から二十年ほど前に、東亞經濟研究十九卷四號に、晋武帝の戸調式に就て、なる小論文を掲げ、されば諸人が疑問とする所の舊唐書職官志戸部の條、凡賦人之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰課、は四日の後に唐六典によつて雜徭の二字を補うべく、課字は下に續き、課戸每丁。租粟二石云云、と讀む可きことも自ら明かになろう」と言つておいた。その後種々の意見が提出されたが、私のこの考えは今も變つていない。試みに唐六典と舊唐書との戸部の條を比較すると

〔六典〕 凡賦役之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰

〔舊唐書〕 凡賦人之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰

〔六〕 雜徭。課戸每丁。租粟二石。

〔舊〕 課戸每丁。租粟二石。

のような結果が得られ、以下凡そ百三十字が殆んど同文であり、

二三の重要ならざる出入があるのみである。

②十夫客。山梨大學學藝學部紀要第一卷、三四頁。濱口重國博士、唐の部曲客女と前代の衣食客、參照。

③殘疾の正役免除。唐律疏議卷三、名例律、徒應役無兼丁の條疏議に

其殘疾。既免丁役。

とあり、殘疾者は正役を免ぜられて租調雜徭のみを納めた。されば唐六典卷五、職方郎中の條に門夫について

凡州縣城門及倉庫門。須守當者。取中男及殘疾人。均爲番第以充。而免其徭賦。

とある中の徭賦は、雜徭若しくは租調の意味であり、役と言わずに徭と言つてゐるのは正しい用法である。

④中男の雜徭及び徭と役、夫と丁とについては、東洋學報第二十三卷第一號。濱口重國博士、唐に於ける雜徭の開始年齡、參照。

⑤職掌と番官と番役。通典卷四十、大唐官品の條に

内職掌。齋郎・府・史・亭長・掌固・主膳・幕士・習駟・駕士・門僕・陵戸・樂・工・供膳・獸醫學生・執御・問事學生・俊士・魚師・監門校尉・直屯・備身・主仗・典食・監門直長・親事・帳内等。外職掌。州縣倉督・錄事・佐史・府・史・典獄・問事・執刀・白直・市令・市丞・助教・津史・里正・及嶽廟齋郎・并折衝府旅師・隊正・隊副等。

とあり、この中、亭長・掌固等は番官と稱せられ(唐六典卷一)、幕士は番役と稱せられる(舊唐書卷四八食貨上・開元二十二年敕)。流外勳品の就任するのが番官で、白丁の就くのが番役なのであらう。番役はまた雜任、或いは驅使と言つたらしい。唐律疏議卷十一、

流外官者。謂諸司令史以下。有流外告身者。雜任謂在官供事。無流外品。爲其合在公家驅使。故得罪輕於凡人。

とあり、その驅使の例として下文に執衣、白直を挙げ、また日本の令集解卷十三に引用する開元式には

防閑庶僕邑士白直等。諸色雜任等(者?)。合免課役。

なる文がある。

⑥資課の錢額。新唐書卷五五食貨志に門夫の資課について

門夫番上不至者。閒月督課。爲錢百七十。忙月二百。

とあつて確數を用いているが、通典卷三五には略々同様の場合について

番上不到。應須徵課者。閒月不得過一百七十。忙月不得過二百文。

とあつて最大限度を定めた不定數を擧げて居り、これは勿論通

典の書き方が正しいのである。

⑦丁資の二千五百文について。通典卷三五、及び唐六典卷六比部郎中の條に、番役の一なる仗身について

其仗身十五日一替。一時收資六百四十文。

なる記載がある。通典には一替の二字なく、六典には一時の二字がないが、恐らく兩者互いに相補うべきものであらう。即ち十五日交替の役で、一時(三月)毎に資を納めること六百四十文の意である。すると六百四十文という數字が氣にかかる。何となればそれでは一年二千五百六十文となり、普通の資課二千五百文に過ぎずという原則に合わぬ。恐らく六百四十文は六百二十四文の誤りであつて、かく改めれば毎月二百八文、通年二千四百九十六文という唐會要卷九一の文と一致する。また敦煌本水部式に水手の番役について

准屯丁例。每夫一年。各帖一丁。其丁取免雜衛人。家道稍殷有者。人出二千五百文資助。

とあり、ここに「帖丁なる免雜衛人」とあるのは單に雜衛のみを免ぜられた者でなく、併せて租庸調を全免された人であらう。

⑧陪番。陪番の陪は陪償、追陪の意味で違番者にあとから其分を補つて番上させることを言うのであらう。陪番の語は他にも全唐文卷九六、武后改元載初敕文に

違番及逃走。應陪番及徵課調者。並特宜免放。

なる文がある。これは松永雅生氏、唐代の課について(史淵五五輯)、によつて知つた。

⑨太常音聲人。唐律疏議卷三、名例律、工樂雜戸の條疏議に

太常音聲人。謂在太常作樂者。元與工樂不殊。俱是配隸之色。不屬州縣。唯屬太常。義寧以來。得於州縣附貫。

とあり、官有賤民の一種であるが、唐律疏議卷十四戸婚律、雜戸不得娶良人の條疏議に

太常音聲人。依令婚同百姓。

とあって、最も資格の高い、婚姻關係では一般人民と殆んど異らぬ賤民であつた。

⑩松永雅生氏、均田制下に於ける唐代戸等の意義（東洋史學第十二輯）

⑪丁資月二千の場合。この額は恐らく熟練勞働者（丁匠）三十日の和雇賃銀を當てはめたものであらう。冊府元龜卷四八七、大曆八年正月詔に

諸色丁匠。若有情願納資課代役者。每月每人任納錢二千文。

と見える。これによると資課なるものは原來は番役就役の約束によつて免除される基本義務の代償として支拂わるべきもので

あつたのが、後には直接番役の勞働量を評價してその最高を徵收されるように變つてきたと言える。

⑫雜徭の名目。雜徭は讀んで字の如く雜多なる輕徭であり、從つて名のつく役は多くは雜徭ではなくて番役である。ただ營墓夫の如く品官が死亡した時に官品に從つて五品二十人から一品百人を給し、十日間勞働させる人夫、及び大水の際に堤防を修理する人夫の如きは雜徭として徵發したものであらう（仁井田陞博士、唐令拾遺、八〇五頁、八三一頁）。

⑬兩税法と雜徭。兩税法は施行の際には、雜徭をも新税法に織込む筈であつた。唐會要卷八三、租稅上に建中元年、楊炎の兩税法について

其租庸雜〔調？〕徭悉省。而丁額不廢。申報出入如舊式。

とあり、その際に丁額の申報を廢しなかつたことが、後に差科の横行する原因であつたようである。

A New Thought on the Taxation System of T'ang (唐)

Ichisada Miyazaki

Corvée underlay the taxation system of the T'ang dynasty. The duties of a "standard adult" (正丁) consisted of tsu (租), yung (庸) and chiao (調), which were convertible into 15-day, 15-day and 20-day labour, respectively, i.e., 50 days altogether. The duties of those who were 18 to 20 years of age were 50 days' "miscellaneous labour" (雜徭) which was equivalent to 25 days' labour of the adult. "Miscellaneous labour" was also obligatory on the part of the "standard adult" and the disabled and the person under 16-17 years of age, but its maximum was fixed, e.g., 50 days. The watchman (番役) who was exempt from those duties was obliged to pay a certain amount of money called tzu-k'o (貲課).